（2）札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱

平成22年３月31日環境局長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成４年条例第67号。以下「条例」という。）第31条に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出日時、排出場所、排出方法等（以下、「排出日時等」という。）の厳守に向けた指導を行ううえで必要な事項を定め、もってごみステーションの清潔保持及び良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　市長は、あらゆる機会を利用してごみの排出日時等を市民に周知し、その浸透を図るとともに、排出日時等が守られていないごみステーション及びその利用者の排出状況の把握に努めるものとする。

２　市長は、前項に定める周知等を地域の現状に即して計画的に行うとともに、地域との良好な関係が保持されるよう共同住宅に対するごみの適正排出のための重点的な対策を講じるものとする

３　市長は、排出日時等を守らずにごみをごみステーションに排出する行為（以下、「不適正排出」という。）がなされた場合に、そのごみを排出した者の特定に努め、当該排出者への必要な指導を行う。

４　市長は、前項に定める指導を行ったにもかかわらず、不適正排出者が正当な理由なく従わないときは、条例第34条及び排出日時等の遵守義務及び一般廃棄物の自己処理に係る改善命令等及び公表の基準に基づき、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じる。

５　市長は、前項の規定により命令を受けた不適正排出者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

（排出日時等の周知）

第３条　前条第１項に定める市長が行う周知は、次の方法等によるものとする。

(1) 広報誌・ホームページ等への掲載

(2) チラシ等の配布

(3) ポスターの掲出

(4) 家庭ごみ収集日カレンダーの全戸配布

(5) 出前講座・清掃懇談会の実施

（ごみステーションパトロールの実施）

第４条　市長は、地域のごみステーション管理を支援するため、日常的にごみステーションのパトロールを行う。

２　市長は、前項に定めるパトロールを行うに当たり特に共同住宅居住者のごみ排出状況の把握に努めるものとする。

（開封調査）

第５条　市長は、条例第52条第１項の規定により、不適正排出物があった場合には、排出者を特定するため当該不適正排出物の入ったごみ袋の内容物を調査する。

（不適正排出者への個別指導）

第６条　市長は、前条の開封調査により排出者を特定したときは、当該排出者に対し個別に指導を行う。なお、個別指導は面談によることを原則とするが、数回にわたって訪問しても不在のときは、連絡票により連絡をとる。個別指導を行った場合には、個別指導実施記録（様式１）にその内容を記録する。

（重点指導地区の設定及び指導等）

第７条　市長は、第３条から前条までに定める個別指導等を行ってもなお排出日時等が守られない地区を重点指導地区として設定する。

２　市長は、重点指導地区の居住者に対し、地域の実情を考慮しながら計画的かつ重点的に個別指導等を行うとともに、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

(1) 重点指導地区全世帯へのチラシ等の配布

(2) ごみステーションでの排出日時等の周知及び指導

３　市長は、特に不適正排出が多いごみステーション利用者を訪問して面談による排出日時等の周知を行う。

（共同住宅居住者への指導等）

第８条　市長は、排出日時等が守られていないごみステーションを利用する共同住宅を重点指導の対象とする。

２　市長は、前条に定める共同住宅居住者に対し、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

(1)　第５条に定める開封調査により不適正排出者を特定できない場合であっても、その者が居住する共同住宅を特定したときは、チラシを配布する等の方法により居住者全員に排出日時等の厳守を周知する。

(2)　居住者の排出日時等の周知を図るため、当該共同住宅の所有者、管理組合又は管理会社等に対し、必要な啓発・指導を要請する。

(3)　前号に定める共同住宅所有者による居住者への啓発・指導を要請するため、登記事項及び固定資産税情報から共同住宅所有者を調査する。

３　市長は、前項までに定める指導等が円滑に行われるよう共同住宅関係団体等に協力要請を行う。

（不適正排出者への書面による指導等）

第９条　市長は、第６条に定める個別指導を受けてもなお排出日時等を守らない者を重点指導の対象とし、以下の手順により書面による指導を行う。

(1) 注意書（様式２）を交付して注意を行う。

(2)　前号に定める注意書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、指導書（様式３）を交付して指導を行う。

(3)　前号に定める指導書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、警告書（様式４）を交付して警告を行う。

なお、警告書を交付した際には、排出者本人記入し、押印した念書(様式５)を徴する。

２　市長は、前項第３号に定める警告書の交付を受けてもなお排出日時等を守らない者に対し、条例第34条第１項の規定により期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じるため、命令書（様式６）を交付する。

（公表）

第10条　市長は、前条第２項に定める命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

（委任）

第11条　この要綱の施行に関し必要な事項は、清掃事業担当部長が定める。

附　則

この要綱は平成22年４月１日から施行する。

（3）札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成５年３月29日
環境局長決裁
改正　平成６年３月30日
改正　平成９年３月21日
改正　平成９年４月14日
改正　平成10年５月７日
改正　平成18年５月18日
改正　平成19年７月２日
改正　平成21年３月18日
改正　平成29年12月12日
改正　令和２年６月29日
改正　令和３年３月29日
改正　令和５年３月30日
改正　令和６年３月29日
改正　令和７年３月27日

（目的）

第１条　この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業等の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

⑴　浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

⑵　合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率90％以上、放流水のＢＯＤ20mg／ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

⑶　単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

⑷　くみ取り槽　し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

⑸　転換　単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。

⑹　補助対象地域　札幌市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79条）第４条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。

⑺　専用住宅　主に居住を目的とした住宅で、店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の２分の１未満）も含む。

⑻　札幌市浄化槽長寿命化計画　浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン第２版（令和４年４月　環境省作成）に基づき策定された、札幌市における個人設置型浄化槽の長寿命化に向けた改築等の取り組みをまとめた計画。

⑼　改築　札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく、個人設置型浄化槽の長寿命化のための対策工事等で、令和４年12月２日付け循環適発第2212023号通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」内の、別表３の既設の浄化槽の改築の⑵に定めのあるもの。

（補助金交付の要件）

第３条　市長は、補助対象地域内において合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、次の各号に掲げる要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。

⑴　専用住宅から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。

⑵　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、対象の浄化槽の規模が10人槽以下であること。

⑶　「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」（平成４年12月１日施行）に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。

⑷　合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施すること。

⑸　合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第７条及び11条に基づく水質検査を継続的に受検すること。

⑹　原則として、申請者自らが居住又は居住しようとする専用住宅に設置する浄化槽であること。

⑺　浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第６条第１項に基づく確認を受けて、合併処理浄化槽を設置すること。

２　市長は、補助対象地域内において札幌市浄化槽長寿命化計画に基づく合併処理浄化槽を改築しようとする者に対して、前項第１号及び第２号並びに次の各号に掲げる要件を満たす場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。

⑴　浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃を継続的に実施しており、かつ、今後も継続して実施すること。

⑵　浄化槽法第11条に基づく水質検査を継続的に受検しており、かつ、今後も継続して受検すること。

⑶　原則として、申請者自らが居住する専用住宅に設置されている浄化槽に対する改築であること。

⑷　改築する部位について、札幌市浄化槽長寿命化計画に定める年数を経過していること。

⑸　市が行う改築実績に関する調査に回答していること。ただし、他の方法により改築実績を示すことができる場合は、この限りではない。

⑹　事後保全的な改築を実施する場合は、その必要性を把握してから速やかに対策を実施しようとしていること。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

⑴　住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

⑵　事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者

⑶　浄化槽法に違反している者

⑷　建築基準法、都市計画法その他関係法令に違反している者

⑸　合併処理浄化槽の更新工事をしようとしている者

⑹　その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

（補助金額）

第４条　前条第１項に基づき交付する補助金（以下、「設置に係る補助金」という。）の額は、別表１の第１欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第２欄に定める額とする。

２　前条第２項に基づき交付する補助金（以下、「改築等に係る補助金」という。）の額は、別表２の第１欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第２欄に定める額とする。

３　補助対象となる額が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

４　補助対象となる額に、消費税及び地方消費税の額は含まない。

（補助金交付申請）

第５条　設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ設置補助金交付申請書（第１号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　設置場所の案内図

⑵　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書及び浄化槽の維持管理に係る費用負担について賃貸人と協議した結果書

⑶　工事請負契約書案の写し。ただし、設置された浄化槽に係る浄化槽法第７条に規定する水質検査の結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことが明記されている契約書であること。

⑷　浄化槽工事費見積書（内訳）（第２号様式）

⑸　登録証写し（合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの）

⑹　登録浄化槽管理票（Ｃ票）

⑺　単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる書類（転換の場合に限る）

⑻　合併処理浄化槽設置後に、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第７条及び11条に基づく水質に関する検査の実施に係る誓約書（第３号様式）

⑼　その他、市長が必要と認める書類

２　改築等に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ改築補助金交付申請書（第４号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　改築を行う予定箇所に係る見積書

⑵　浄化槽保守点検業者と締結した保守点検に係る契約書の写し

⑶　浄化槽清掃業者と締結した清掃に係る契約書の写し

⑷　浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条に基づく水質検査の実施に係る誓約書（第５号様式）

⑸　その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第６条　市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
２　市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第６号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第７号様式）によりそれぞれ通知する。

（補助金申請事項の変更等）
第７条　前条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、事前に補助金交付申請事項変更等届（第８号様式）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の届出の提出があったときは、必要に応じて補助金交付決定事項変更通知書（第９号様式）または補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により補助対象者に通知する。
３　補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告）
第８条　設置に係る補助対象者は、設置工事完了後１か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（３月31日）のいずれか早い日までに、設置工事完了報告書（第10号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
⑴　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
⑵　浄化槽法定検査依頼書（第11号様式）
⑶　施工状況確認表（第12号様式）
⑷　浄化槽工事費実績書（内訳）（第13号様式）
⑸　施工中の写真
ア　浄化槽設備士が実地で監督していることを証する写真
イ　基礎工事の状況を示す写真
ウ　据付工事の状況を示す写真
エ　かさ上げの状況を示す写真
オ　浄化槽本体（型式のわかる）の写真
カ　単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去状況を示す写真（転換の場合に限る）
⑹　当該工事に係る工事請負契約書の写し
⑺　浄化槽設置業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本で、第13号様式と整合性が取れているもの
⑻　その他市長が必要と認める書類
２　改築等に係る補助対象者は、改築完了後１か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（３月31日）のいずれか早い日までに、改築完了報告書（第14号様式）に次の書類を添付して市長に提出し、その確認を受けなければならない。
1　業者が改築工事を実施した場合は、当該業者が作成した、工事内容が分かる報告書の写し
2　補助対象者自ら改築工事を実施した場合は、自ら作成した工事内容が分かる報告書及び工事内容が適切であることを示す書類
3　改築工事前後の状況を撮影した写真
4　改築工事に係る領収書の原本
5　振込先通帳の写し。ただし、原則として補助対象者の名義であること。
6　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）
第９条　市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第15号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
２　市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第10条　削除

（補助金交付の取消）
第11条　市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。
⑴　不正の手段により補助金を受けたとき
⑵　補助金を他の用途に使用したとき
⑶　第３条の要件を満たせなかったとき
⑷　その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき
２　市長は、補助金の交付決定を取り消すことを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により、速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の返還）
第12条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事状況の現場確認）
第13条　市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置又は改築の状況を施工の現場において確認することができる。

（その他）
第14条　この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるもののほか、清掃事業担当部長が定めるところによる。

附　則
この要綱は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成６年３月30日）
この要綱は、平成６年４月１日から施行する。
附　則（平成９年３月21日）
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成９年４月14日）
この要綱は、平成９年４月14日から施行する。
附　則（平成10年５月７日）
この要綱は、平成10年５月７日から施行する。
附　則（平成18年５月18日）
この要綱は、平成18年５月18日から施行する。
附　則（平成19年７月２日）
この要綱は、平成19年７月２日から施行する。
附　則（平成21年３月18日）
この要綱は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成29年12月12日）
この要綱は、平成30年１月４日から施行する。
附　則（令和２年６月29日）
この要綱は、令和２年６月29日から施行する。
附　則（令和３年３月29日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月30日）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和６年３月29日）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月27日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

１　対象事業費	２　限　度　額	３　備考
⑴　合併処理浄化槽の設置に要する費用	ア　５人槽　826,000円 イ　６～７人槽　1,076,000円 ウ　８～10人槽　1,192,000円	浄化槽本体(付帯設備を含む)費用、設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び処理水放流に係るものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの)工事に要する費用
⑵　単独処理浄化槽の撤去に要する費用	120,000円	転換による単独処理浄化槽の撤去に要する費用
⑶　くみ取り槽の撤去に要する費用	90,000円	転換によるくみ取り槽の撤去に要する費用
⑷　宅内配管工事に要する費用	300,000円	転換による宅内配管（当該浄化槽への排水導入にかかるものであって、建築物の内部のもの）工事に要する費用 浄化槽流入のために必要なポンプに要する費用

別表２

１　対象事業費	２　限　度　額
⑴　ブロワの交換に要する費用	21,000円
⑵　水中ポンプの交換に要する費用	54,000円
⑶　マンホールの交換（樹脂）に要する費用	14,000円
⑷　マンホールの交換（鉄製）に要する費用	60,000円
⑸　躯体・仕切板の補修に要する費用	61,000円
⑹　担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修に要する費用	34,000円

⑷ 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成25年３月29日
環境局長決裁
改正　令和５年６月30日

（目的）
第１条　この要綱は、専用住宅における合併処理浄化槽の維持管理費の負担を軽減することによりその設置促進を図り、良好な水資源の保全に資するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽維持管理費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
⑴　合併処理浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。
⑵　補助対象地域　札幌市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79条）第４条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
⑶　専用住宅　主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）も含む。
⑷　浄化槽清掃業者　浄化槽法第35条第１項の規定に基づき、札幌市長が浄化槽清掃業を許可した者をいう。
⑸　法定検査　浄化槽法第７条または第11条に規定する水質に関する検査であって、北海道知事が指定する指定検査機関が実施するものをいう。

（補助金の交付）
第３条　市は、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を管理する者（以下「管理者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その交付回数は同一の合併処理浄化槽について、同一年度内に１回とする。
⑴　専用住宅から排出される汚水を処理するために設置したものであり、現に使用されているものであること。
⑵　設置されている合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。
⑶　補助対象地域内において設置されているものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
⑷　浄化槽清掃業者が行った清掃であり、その費用を管理者が負担したものであること。
⑸　当該年度又はその前年度に法定検査を受検していること。ただし、その検査結果が不適正である場合、本市が認める改善計画又は改善報告を管理者が示していること。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
⑴　浄化槽法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第６条第１項に基づく確認を受けずに設置されたものを管理する者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
⑵　本市が、関係官公署及び関係業者等に対し、当該事業の目的の範囲内で照会・調査することについて承諾しない者
⑶　浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反している者
⑷　その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者
第４条　削除
（補助金額）
第５条　補助金の額は、別表１の第１欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第２欄に定める額を上限とする。
２　補助対象となる事業費は、合併処理浄化槽の清掃作業（引抜き汚泥の収集運搬及び処分に要する費用を含む）に要する費用（税抜き）とする。
３　補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、補助対象事業費全額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

（補助金交付申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする者は、清掃を行うより前に補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知書類）
第７条　市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して

補助金の交付の可否を決定することとする。
2　市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第３号様式）によりそれぞれ通知する。
3　補助対象者は、前項の補助金交付決定通知を受けた後に清掃を行うこととする。

（変更申請書等）
第８条　補助対象者は、前条第２項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
2　補助対象者である管理者に変更があった場合、変更申請書により承認を受けた管理者は、補助対象者としての権利を承継するものとする。

（完了報告）
第９条　補助対象者は、補助金の交付決定日から当該年度の会計年度終了日（３月31日）までの間に、合併処理浄化槽の清掃を行い、その内容について、完了報告書（第５号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
⑴　浄化槽清掃業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本
⑵　浄化槽清掃業者が発行する、清掃の実施内容が確認できる書類の写し
⑶　申請日の前年度以降に受検した法定検査のうち、最新の検査結果書の写し
⑷　前号の検査結果が不適正である場合には、その改善計画書（第６号様式）又は改善報告書（第７号様式）
⑸　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）
第10条　市長は、第９条の規定により提出された完了報告書を審査し、浄化槽清掃の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第８号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
2　市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第11条　削除

（補助金交付の取消）
第12条　市長は、第10条の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。
⑴　不正の手段により補助金を受けたとき
⑵　補助金交付の条件に違反したとき
⑶　第９条の規定による完了報告書が当該年度内に提出されないとき
⑷　その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（補助金の返還）
第13条　市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（実地確認）
第14条　市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の清掃の実施状況等を実地において確認することができる。

（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清掃事業担当部長が定める。

附　則（平成25年３月29日）
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月12日）
この要綱は、平成30年１月４日から施行する。
附　則（平成30年３月30日）
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（令和３年３月29日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和５年６月30日）
この要綱は、令和５年６月30日から施行する。

別表１

１人槽区分	２限度額
５人槽	３２，０００円
６～７人槽	４５，０００円
８～10人槽	６８，０００円

(5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱

施　　行　昭和52年10月１日
一部改正　昭和55年４月１日
一部改正　平成２年４月１日
一部改正　平成５年７月１日
一部改正　平成８年７月15日
一部改正　平成９年２月７日
一部改正　平成９年８月４日
一部改正　平成10年４月１日
一部改正　平成11年４月１日
一部改正　平成12年４月１日
一部改正　平成12年10月１日
一部改正　平成14年４月１日
一部改正　平成15年１月６日
一部改正　平成16年４月１日
一部改正　平成18年２月６日
一部改正　平成21年４月１日
一部改正　平成24年４月１日

（目　　的）
第１条　この要綱は、清掃工場及び埋立処理場並びにごみ資源化工場（以下「処理施設」という。）に一般市民等が自ら搬入する廃棄物（以下「自己搬入ごみ」という。）受入及び一般廃棄物処理手数料（焼却、埋立）、産業廃棄物処理費用（以下「処理手数料」という。）の収納に係る事務を、適正かつ公正に処理するための事務取扱について定めることを目的とする。

（処理手数料等の適用範囲）
第２条　処理手数料等の適用範囲は、処理施設に搬入される一般廃棄物及び札幌市廃棄物及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。第39条に基づき告示に定められた市が処分する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）とする。

（受入処理施設）
第３条　受入処理施設、受入時間及び休日に関する事項は条例第29条に基づく告示の定めるところによる。ただし、次条第１項第５号又は第６号適用により、限定搬入するものはこの限りではない。

（廃棄物の受入）
第４条　廃棄物等の受入手続は次のとおりとする。
(1) 一般市民等が廃棄物を搬入する場合は、条例第29条に基づく　告示の定めるところにより、各処理施設に直接搬入することが出来る。
(2) 市の部局から搬入申請書（様式１）により廃棄物搬入の申出があった場合で、施設管理課長が認めたときは、ごみ受入指示書（様式３）を交付する。
(3) 埋立処理場周辺に居住する者から、廃棄物搬入の申出があった場合で、処理場管理事務所長が認めたときは、ごみ受入指示書（様式３）を交付する。
(4) 埋立処理場に廃棄物を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長にごみ搬入申込書（埋立用）（様式９）、また、清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者は、清掃工場長にごみ搬入申込書（清掃・破砕工場用）（家庭ごみ　様式10）（事業系ごみ　様式11）を提出しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。
(5) あらかじめ処理場管理事務所長の許可を得た札幌市発注等の公共工事から発生する土砂を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長に土砂搬入申請書（様式２）を提出するものとし、処理場管理事務所長が認めたときは、土砂搬入指示書（様式４）を交付する。
(6) 日曜日に、施設管理課長の指示する施設に搬入しようとする者は、あらかじめ施設管理課長の許可を得なければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。
(7) 条例第29条に基づく告示において、自ら搬入する場合の処理施設とされていない清掃工場周辺に居住する者等から廃棄物搬入の申出があった場合で、当該工場長が認めたときは、期限及び必要な条件を付して、ごみ受入指示書（様式８）を交付する。

（受　入）
第５条　清掃工場長及び処理場管理事務所長並びにごみ資源化工場所管課長（以下「処理施設の場長等」という。）は自己搬入ごみを受入するときは、次の各号に定める確認等を行うものとする。
(1) 廃棄物の受入基準の適否に係る確認
(2) 重量の計算
(3) 処理手数料等の徴収
(4) 処理施設における投棄場所の指示
(5) 廃棄物受入指示書の確認

（廃棄物の搬入基準の適否に係る確認）
第６条　処理施設の場長等は、自己搬入ごみの受入にあたり次の各号に定める基準について適合しているか否かを確認し、指示等必要な措置を講じなければならない。
(1) 処理施設に搬入される廃棄物は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第18条に規定されている基準に適合していること。
(2) 産業廃棄物の種類及び量は、条例第39条に基づき告示されているものであること。

（廃棄物の計算方法）
第７条　廃棄物の計算は、処理施設の計量器により測定する。
２　処理施設の場長等は、積載量の算定を往復計量により行うものとする。ただし、施設管理課長が認めた場合は、次の(2)の方法により行うものとする。
(1) 往復計量
往路、復路で計算し、その差を搬入量とする。
(2) 往路計量
往路のみ計量し次のいずれかの算式により得た値を搬入量とする。
ア　車検証に記載されている車両重量（以下「車検重量」という。）が2.5トン以上の場合
搬入量＝往路計量値－（車検重量＋250kg）
イ　車検重量が2.5トン未満の場合
搬入量＝往路計量値－（車検重量＋車検重量×10/100）
ウ　手数料を納入通知書で徴収する場合は、次の算式によることができる。
搬入量＝往路計量値－処理施設にて計量し施設管理課長が認めた重量

（処理手数料等）
第８条　処理手数料等の額は条例第46条及び条例第48条に定める額とする。

（処理手数料等の徴収）
第９条　処理手数料等の徴収は搬入のつど現金で徴収する。
２　納入通知書により徴収するものは、次のとおりとする。
(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）
(2) 官公庁
(3) 札幌市の出資団体で、特に必要と認める者。
(4) 札幌市の発注工事に係る廃棄物を搬入する者で、特に必要と認める者。
(5) 自己搬入する者で、特に必要と認める者。

（現金徴収による取扱い）
第10条　処理施設の場長等は、現金収納による取扱いに関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
(1) 処理手数料等を収納したときは、計算書兼領収書を交付すること。
(2) 収納金は確実に取扱うとともに現金出納簿を備え、その取扱う現金の出納状況を明確にしておくこと。
(3) 収納金は、翌日までに現金払込書（様式５）により指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むこと。また、収納業務を委託している場合にあっては、受託者に収入状況報告書の提出及び現金払込票を提出させ、収入状況を確認するとともに、収納金が指定金融機関又は収納代理金融機関に払込まれていることを確認すること。
(4) 当日収納した処理手数料等は、翌日までに調定を行うこと。

（納入通知書による取扱い）
第11条　処理施設の場長等は納入通知書に係る取扱いに関し、次の各号に定める事務を行うものとする。
（1）処理手数料等は、１台毎に搬入量を10kgの単位で計算すること。
（2）ごみ搬入状況調（様式６）及び収入状況報告書（日報、月報）（様式７）を作成すること。
（3）前号の収入報告書（月報）に基づき、当該月の処理手数料等について調定を行い、納入通知書を送付すること。

（その他の事項）
第12条　この要綱の定めるもののほか、必要な事項は施設担当部長がそのつど定める。

附　則
この要綱のうち改正部分については、昭和55年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成５年７月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成８年７月15日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成９年２月７日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成９年８月４日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成10年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成11年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成12年10月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成15年１月６日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成18年２月６日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この要綱のうち改正部分については、平成24年４月１日から施行する。

3　資源ごみ選別処理フロー

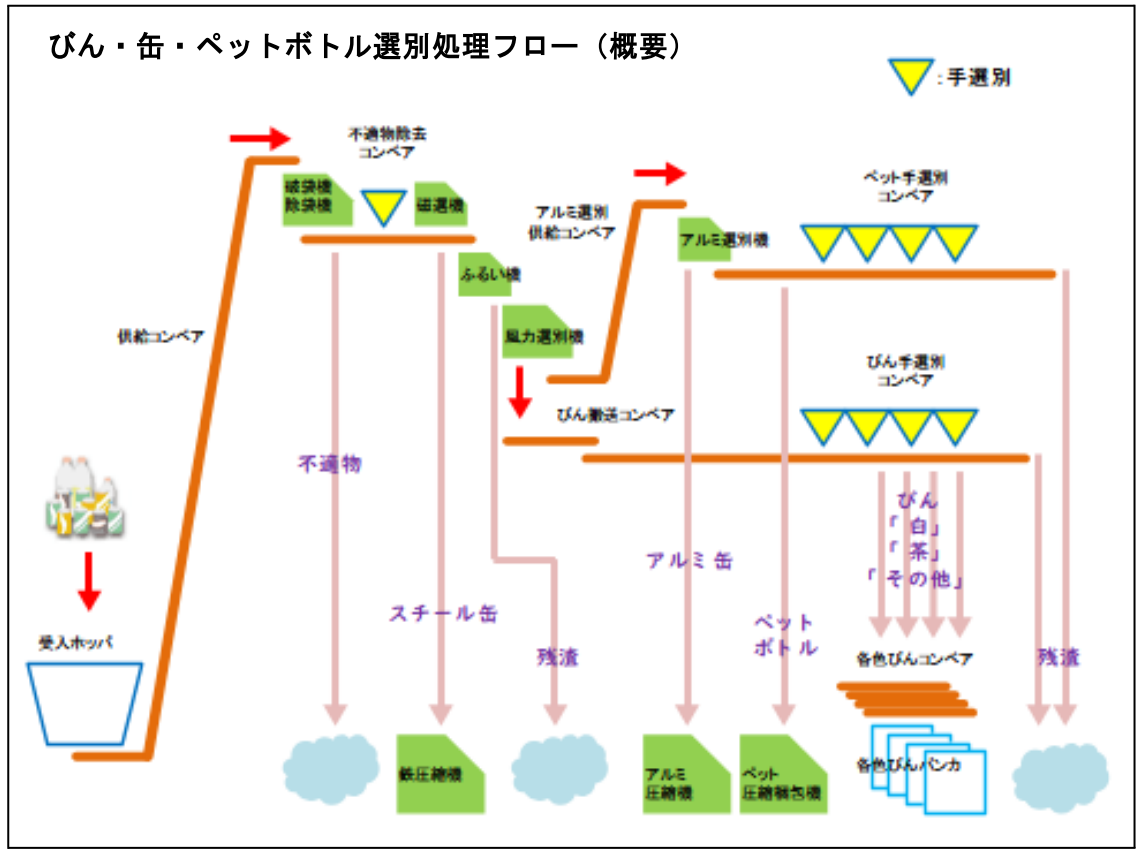

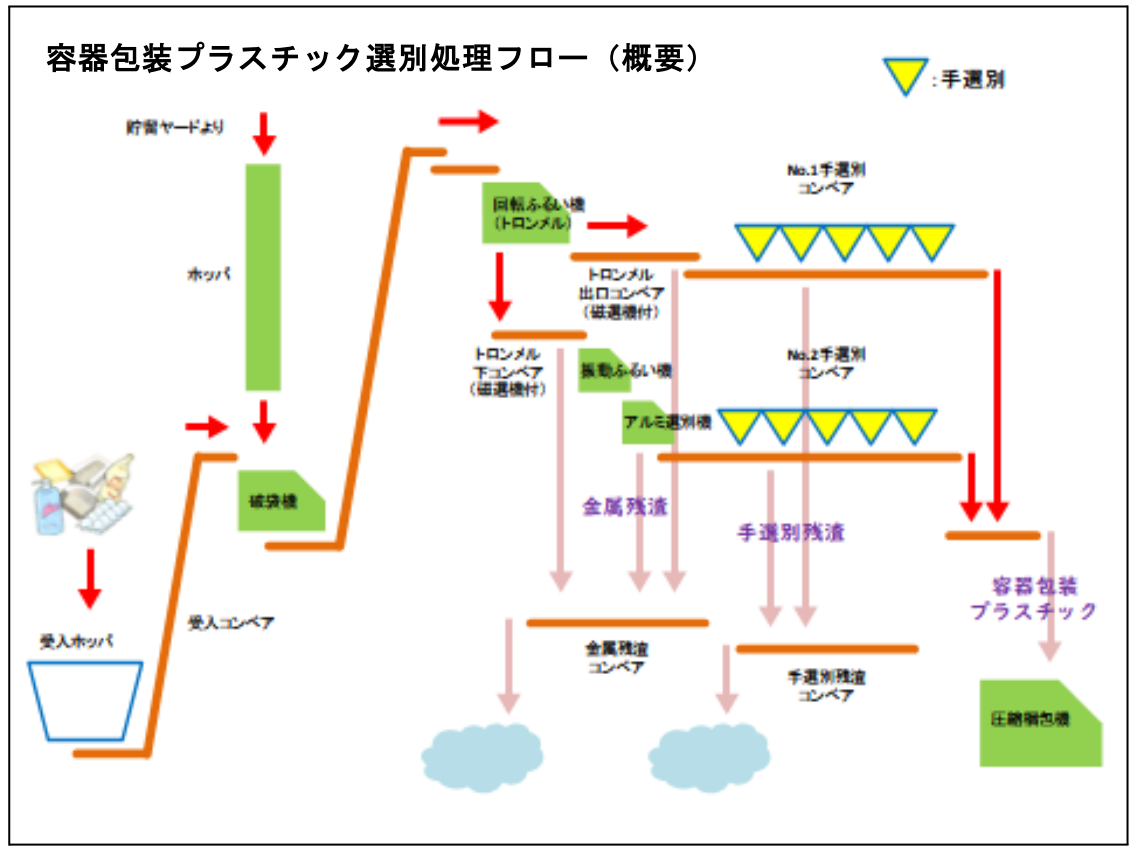

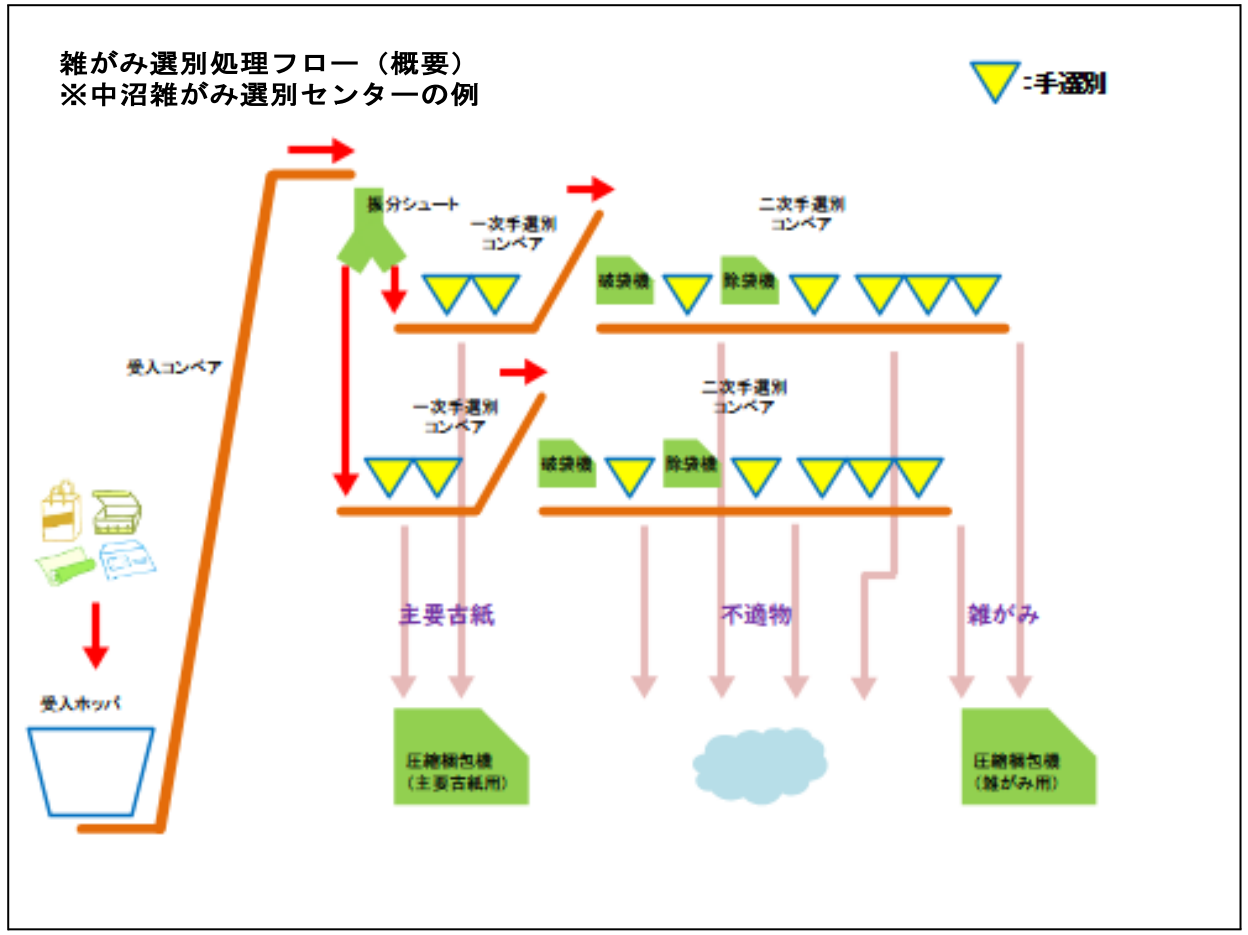

令和6年度　びん･缶・ペットボトル 再商品化フロー

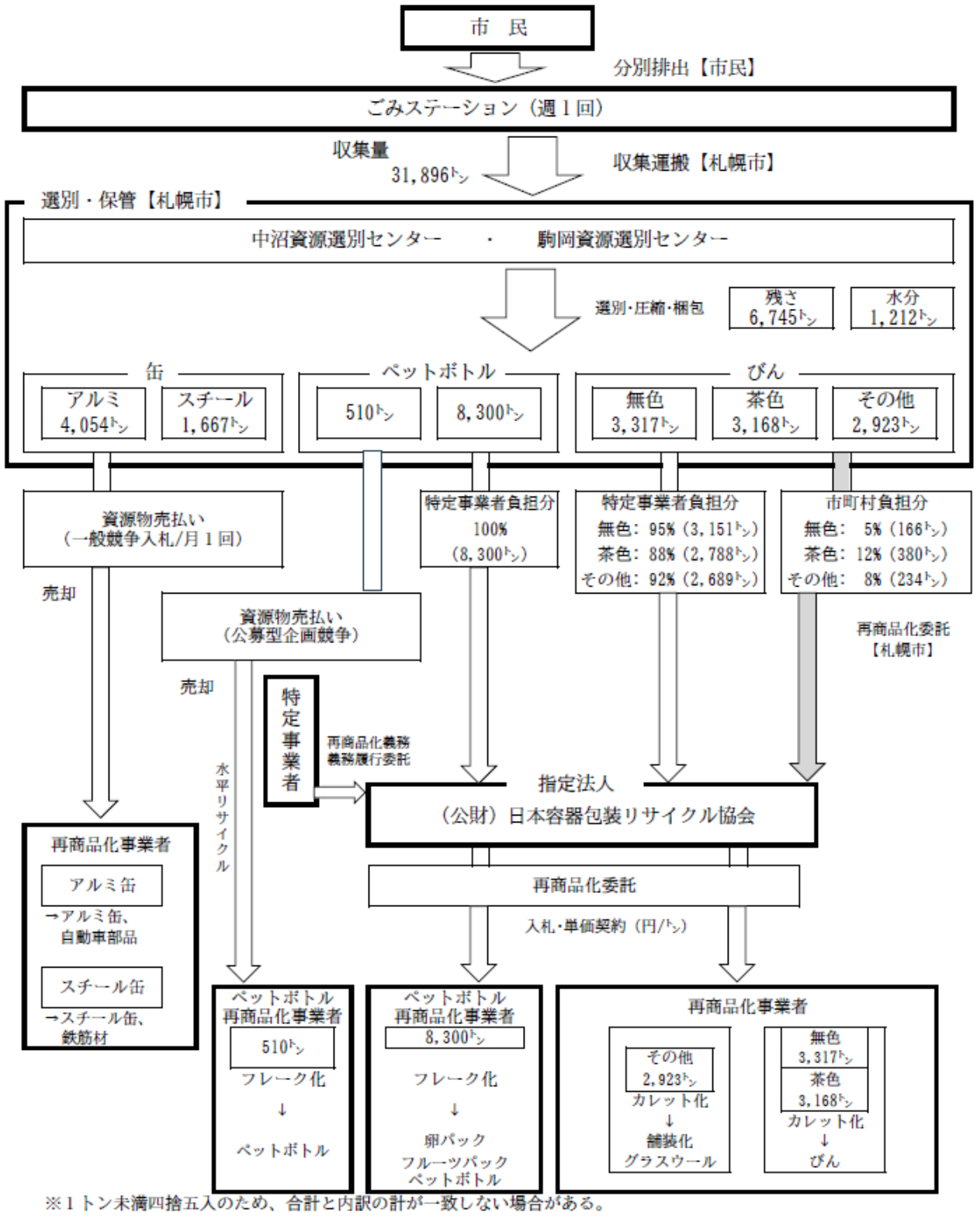

※１トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和6年度　プラスチック製容器包装 再商品化フロー

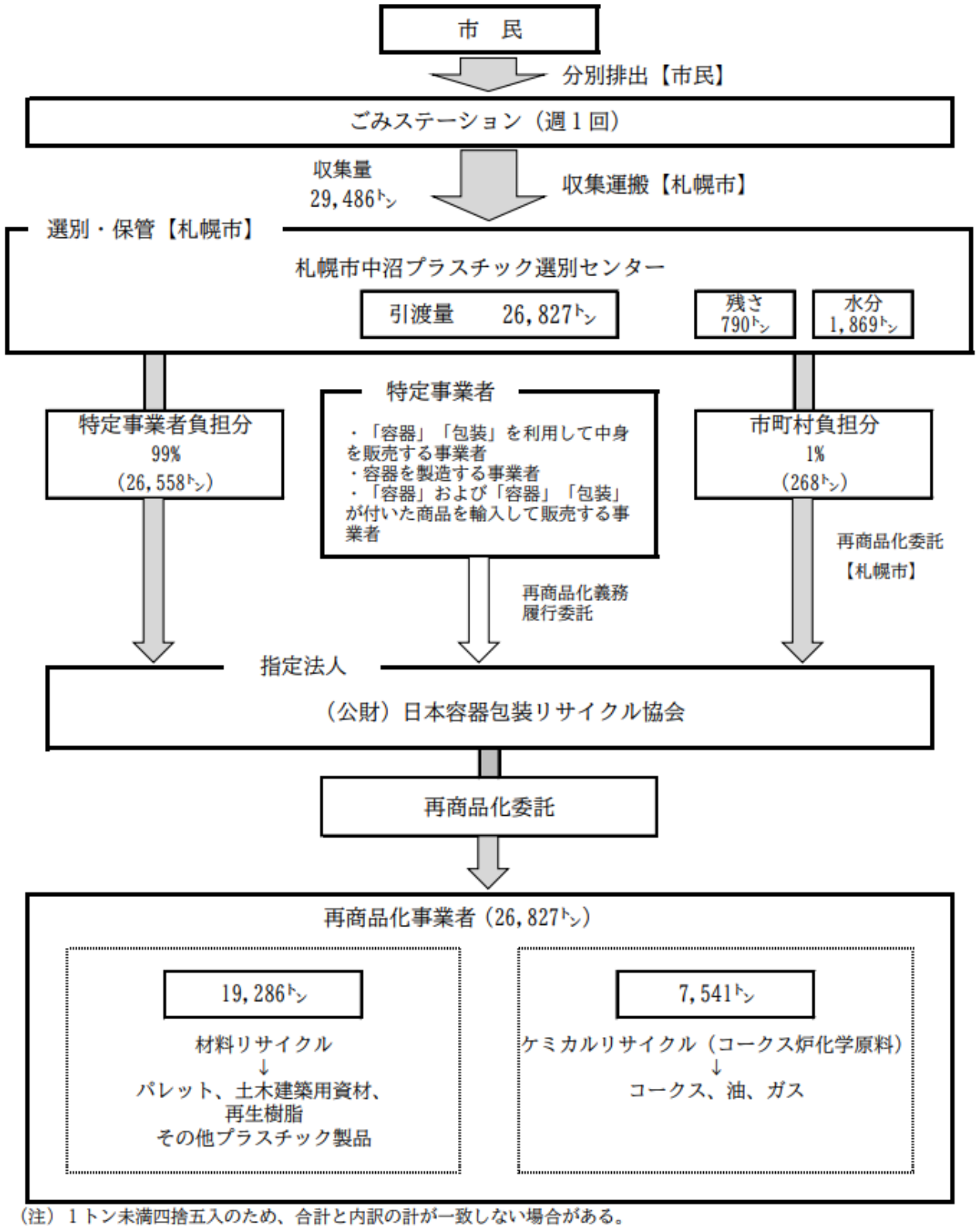

（注）１トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和６年度　雑がみ再資源化フロー

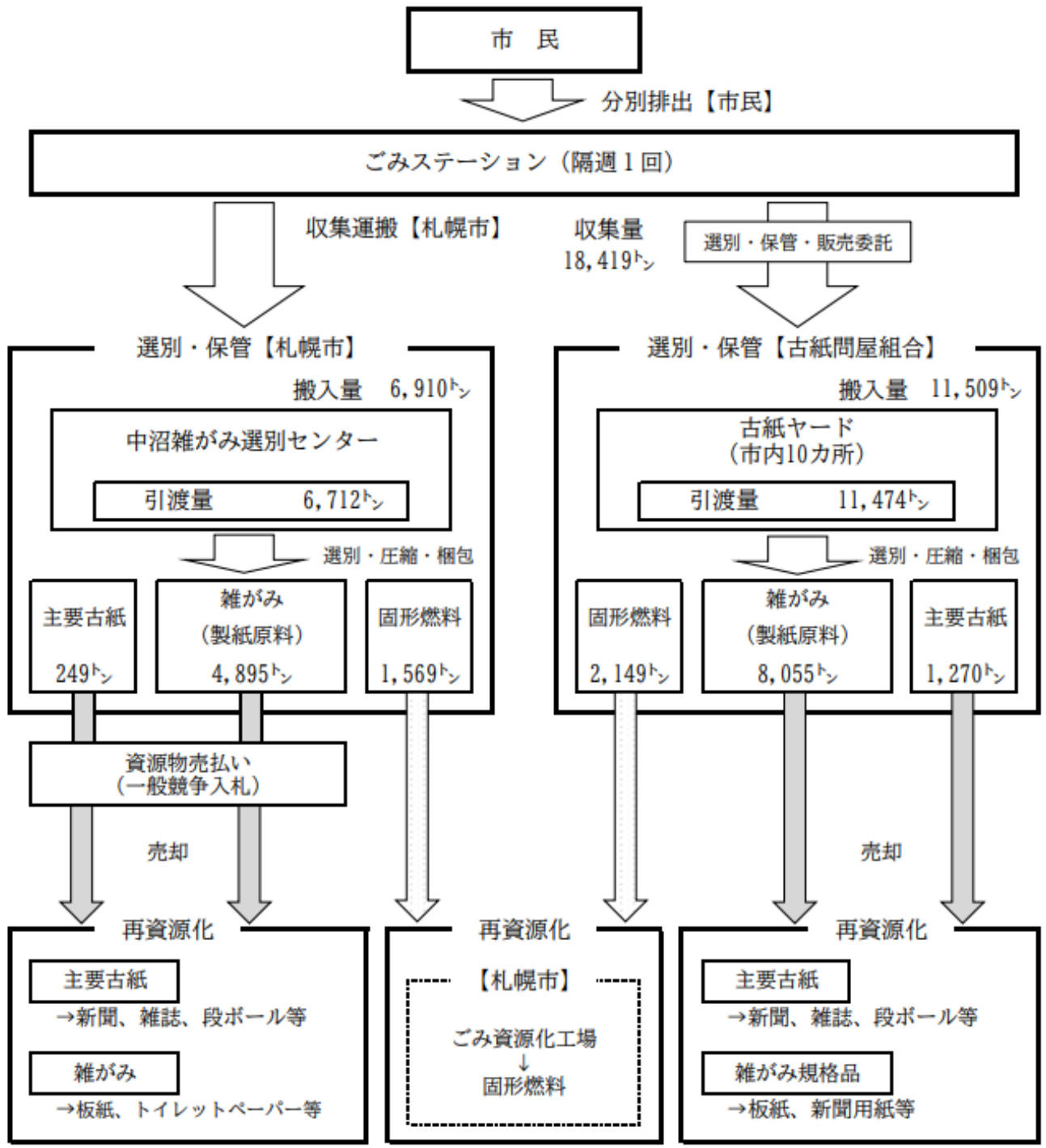

（注）１トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。